

## 「地図の利用手続のあり方検討部会」第 2 次中間報告

測量行政懇談会  
地図の利用手続のあり方検討部会

### 1. 概要

#### (1) 趣旨

地理空間情報活用推進基本法の制定から 10 年を迎えた今日、地理空間情報の更なる活用に向けた基盤地図情報等の基本測量成果の重要性が一層高まっており、その円滑な流通と、利用しやすい環境の創出が求められている。

また昨年の官民データ活用推進基本法の制定により、オープンデータに関する取組が一層進み、多種多様な地理空間情報が活用できる社会環境が整うことが期待される。

情報通信技術の進展に伴い、スマートフォンなどで手軽にさまざまな地理空間情報にアクセスできるようになるなど、利用形態も多様化している。また国土地理院では、近年、インターネットによる測量成果の公開・提供を推進し、基本測量成果の種類も増える傾向にある。

測量成果の活用の推進に向け、測量法が平成 19 年に改正され、複製承認及び使用承認の手続の簡素化やデジタルデータの対応等の措置が講じられたが、今後オープンデータ化を一層推進することを考慮し、主としてインターネットにより提供される測量成果の流通に関する諸制度を含む利用手続のあり方について再点検し、地理空間情報の活用をさらに強力に進めていくことが本部会の目的である。

また、地理空間情報の活用の推進に当たっては、多くのデータを有する地方公共団体の役割が極めて重要であることから、本検討の成果については、公共測量に関する事務を担当する地方公共団体等の測量計画機関とも共有し、施策をより実効的なものとする。

#### (2) 部会長・副部会長の設置及び委員リスト

部会長・副部会長及び委員リストについては、別紙 1 のとおりである。

### 2. 部会開催状況

平成 29 年 7 月 5 日に第 1 回、9 月 21 日に第 2 回、平成 30 年 2 月 13 日に第 3 回の部会をそれぞれ開催した。

### 3. 検討状況

地理空間情報の更なる活用促進に向けては、地理空間情報活用推進基本法で定める「位置の基準となる基盤地図情報を整備し、基盤地図情報を基にデータ間の位置の整合がとれた様々な地図を作成・相互利用すること」や官民データ活用推進基本法で定める「官民データ

の活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進すること」を目指した社会の実現が重要である。そのため、これらの政策的な方向性を見据えつつ、測量成果、特に地図の利用に関する手続の運用の見直しの検討を進めた。

部会において現状の課題を幅広く整理した結果、現在の測量法の枠で考えるべき重要な課題として、測量の複製承認・使用承認を時代に合わせて簡素化しわかりやすくすることと、公共測量成果の流通を促進することを抽出して議論を行っている。

以下、第3回までの部会の検討状況を報告する。

(1) 複製・使用承認申請を必要・不要とする基準の整理（申請不要範囲の拡大・明瞭化）

- ・測量法の法目的に鑑みつつ、複製承認・使用承認のいずれも要しないものを明確化することにより、手続の簡素化を図る。
- ・具体的な内容については、現在検討中である。

(2) 複製承認と使用承認の区別

- ・複製と使用は、1)両者の基準が異なること、2)複製承認を経て作成されたものの複製・使用については引き続き申請が必要である一方、使用承認を得て作成したものはそれ以降の承認は不要であるなど、後続の対応が異なるため、その区別を議論することが重要である。
- ・複製承認は、基本測量の測量成果と同じような外観をもったものが出回る場合に、不正確な複製物を利用することで安全性が損なわれ不利益が生じることを防ぐための手続であり、オリジナルの測量成果の品質であることを確認するという効果を有している。また、使用承認は、基本測量の測量成果を使って元の地図とは別種の地図を作る場合に、手続が法令に従っているかどうか、使おうとする元の地図が正確さを確保する上で適切かどうかを確認するための手続である。
- ・これらの考え方を踏まえつつ、複製と使用の違いの説明をより丁寧にしたものを作成した（別紙2参照）。
- ・具体的な申請においては、複製か使用か迷う可能性があるので、例えば、ベクトルデータをフォーマット変換して配布する場合、Web上で配色等カスタマイズしてサービス提供する場合等可能な限りの具体例をもって、その区別の事例の素案（別紙3参照）を検討中であり、次回の部会でとりまとめ予定である。
- ・この具体例については、利用形態の変化に応じて見直していくことが必要である。

(3) 複製承認の承認基準

- ・複製承認の取扱要領の基準をもとに、主に、正確さが確保された複製であるか、刊行に影響を及ぼさないか、の2点から判断されている。
- ・国土地理院 Web からインターネット提供しているデータは、その複製にあたっては正確さの確保を確認したうえでデッドコピーも承認する方向で検討する。このため、デッド

コピーを基盤地図情報に限定して承認することとした平成 20 年の測量行政懇談会の報告書の考え方を改めることが適当である。

- ・今回の議論全体の結果を踏まえつつ、必要に応じて現行の承認基準を改めることが必要である。

#### (4) 出所明示のあり方

- ・出所明示について、現在の表記をより短くしてわかりやすく、かつ、著作権法ではなく測量法に基づく承認であることを明確にするような記載とすべきである。
- ・なお、現行の記載において、基となる地図の精度の情報が得られるというメリットがあることも考慮し、申請者の判断で複製・使用した国土地理院の地図の種類を追記又は別に記載してもよいようにすることが求められる。

#### (改正案) 複製承認の記載例

【案】「測量法第 29 条の承認済み(承認番号 平 28 情 第 9999 号)(      を複製)」  
は成果名称で、「(      を複製)」部分の記載は任意

#### (現行) 複製承認の例

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 28 情複、 第 9999 号)」

- ・システムや Web サイトの場合の出所の明示は、地図上に記載することが困難なとき、現状でも説明ページや説明書に記載できるようにしているが、認知度を一層向上させるため、ホームページの目のつきやすいところに示す必要がある。

#### (5) 承認を行ったリストの公開

- ・基盤地図情報等の利用事例の共有化や測量の重複の排除のため、複製承認や使用承認のリストについて、申請者の了解が得られる範囲で公開することが適当である。
- ・このリストの中で、承認後に得られた成果物を見られるようにすることも将来的には検討する必要がある。また、基にした測量成果の種類等を示すことについても検討すべきである

#### (6) 申請システムの改良等

- ・本検討結果を踏まえ、利用者が複製・使用の判断に迷わないよう、自動で振り分ける機能の追加等、よりわかりやすい申請システムにする必要である。
- ・一般的な普及啓発事項、承認のフローや考え方のほか、特に以下の点に留意して、承認の趣旨について周知することが必要である。
  - 測量法の承認は、著作権の行使とは無関係である。
  - 承認は、元とする基本測量成果が申請の目的からみて正確さを確保する上で適切か

どうかやそれを用いた測量の方法が適切であることを国土地理院が確認する行為である。

(7) 測量成果の流通の促進に向けて

- ・デジタル成果の公共測量成果の保管委託を推進する取組みについては、公共測量成果も含めて地方公共団体が持っているリソースが一元化される、ワンストップでできるという点が大きなメリットである。
- ・公共測量実態調査によれば、公共測量成果を公開しない理由として、43%の団体が、提供体制が整っていないことを挙げていることから、提供を手助けするしくみが望まれる。
- ・第3期の地理空間情報活用推進基本計画でもG空間情報センターの本格稼働や利活用の円滑化について議論されており、G空間情報センター等と地理院とが協力して地方公共団体に対する呼びかけていく必要がある。
- ・運用について地方公共団体にも理解をいただくことが必要で、国土地理院の持つ地域連携の仕組みやノウハウも活用して周知していくことが適当である。

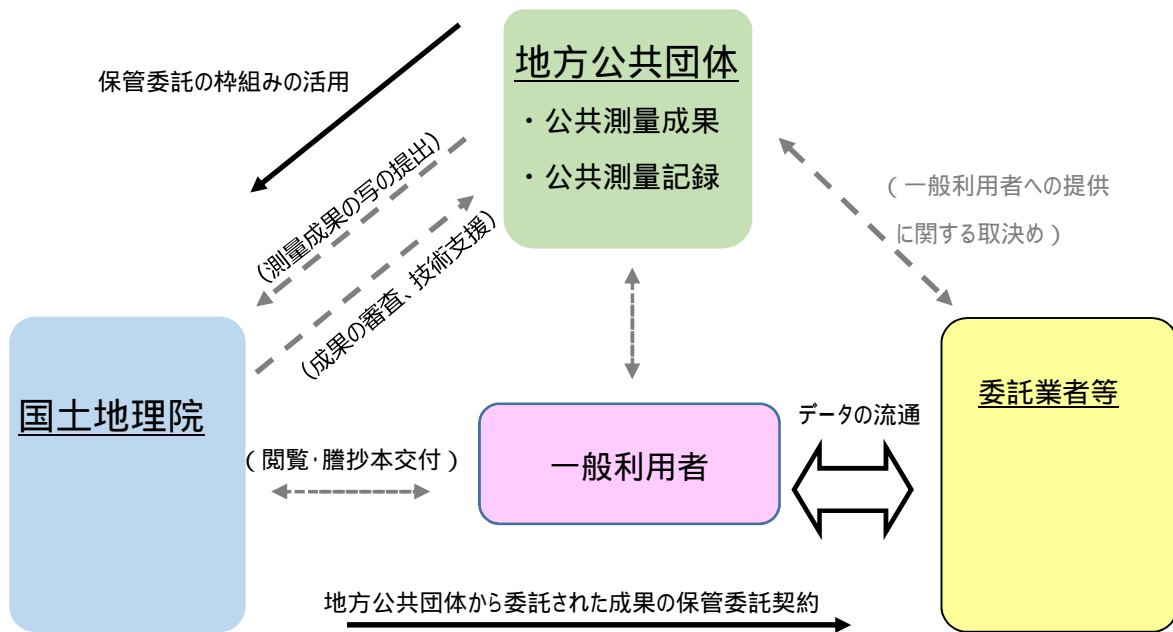


図1 地方公共団体の測量成果を流通させる新たな枠組み(案)

(8) その他

- ・測量法の承認制度の手続きの改善に加え、利用手続きについて目指すべき中長期的な方向性についても、引き続き来年度に議論する。

4. 今後の予定

- ・第4回部会 平成30年6月～7月ごろ開催(必要に応じて追加開催することがある)

地図の利用手続のあり方検討部会委員  
(平成30年2月現在)

(敬称略・委員は五十音順)

(部会長)

井上 由里子 一橋大学大学院  
国際企業戦略研究科 教授 【懇談会委員】

(副部会長)

大場 <sup>とおる</sup> 亨 千葉県 市川市 経済部 次長

(委員)

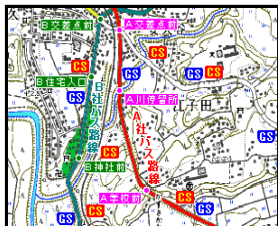
飯田 <sup>さとし</sup> 哲 合同会社 ジオリパブリック シニアリサーチャー

<sup>こじま</sup> <sup>たけや</sup>  
小島 武也 (一社) 地図調製技術協会 業務執行理事  
(株) 武揚堂 代表取締役

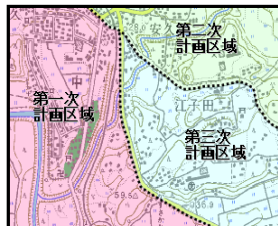
<sup>としかず</sup>  
瀬戸 寿一 東京大学 空間情報科学研究センター  
特任講師

## 複製（測量法第29条）

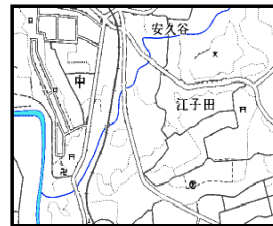
- ・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの。
- ・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- ・測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない



バス路線、バス停名、GSマーク等を付加



都市計画区域を付加した管内図等



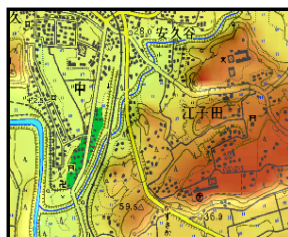
基図から必要のない情報を削除

## 使用（測量法第30条）

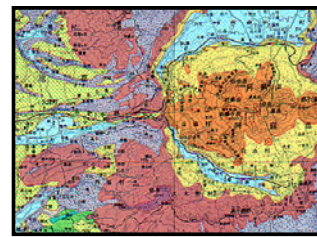
- ・基の測量成果の情報を読み取って、**基の測量成果に手を入れて**別種の地図図を作成しているもの
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成
- ・数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成



トレース(書きなおし)し、別種の地図図を作成



標高データから調製した陰影段彩図を重複表示

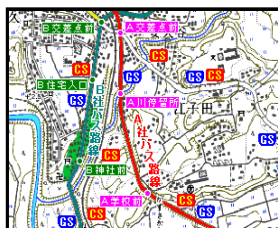


主題図(地質図)

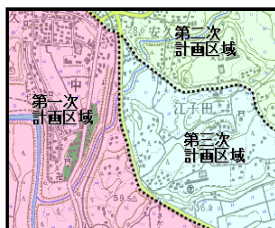
# 【現行】複製と使用の違いについて（現行の運用：要検討）

## 複製（測量法第29条）

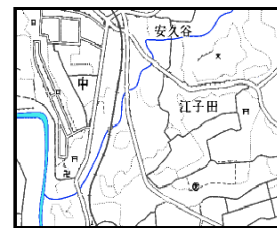
- ・コピー、スキャン等の**測量ではない行為で複製**したものを基図として、一部の情報を間引いたり、若しくは独自情報の付加したもの
- ・電子地形図25000等（ラスターデータ）をGISの背景図に利用するための複製



バス路線、バス停名、GSマーク等を付加



都市計画区域を付加した管内図等



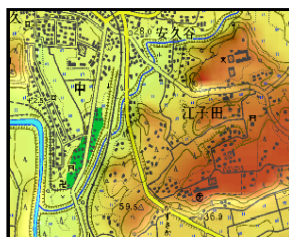
基図から必要のない情報を削除

## 使用（測量法第30条）

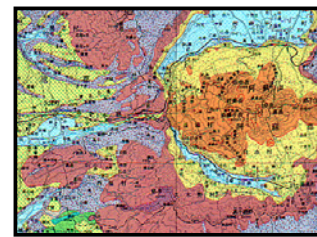
- ・測量成果をトレースし、原測量成果を**調整し直して**別種の地図図を作成
- ・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成
- ・数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成



トレース(書きなおし)し、別種の地図図を作成

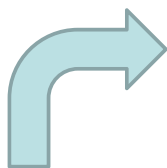


標高データから調製した陰影段彩図を重複表示



主題図(地質図)

測量成果



## 複製と使用の例（素案）

## 1．紙の地図（例 2万5千分1地形図、旧版地図）

## 1) 複製の例

- ・ コピー機で色調を変更する（カラー 白黒）
- ・ コピー機で色調を変更する（白黒 カラー）
- ・ コピー機でコピーする（拡大・縮小）
- ・ 単純な切り貼り：隣り合った図葉を接合・切り抜き
- ・ 追加・削除・修正：独自情報（非測量）を上載せする
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報（例 注記）削除
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報修正

## 2) 使用の例

- ・ スキャナでスキャン、画像データを取得、位置情報を付与
- ・ 追加・削除・修正：測量によって得た情報の付加
- ・ 基図を背景として、独自の図式で描画（基図の画線は残らない）
- ・ 積層模型の作成
- ・ 原成果を参考に別種の地図を作成

## 2．ラスターデータ（例 地理院タイル）

## 1) 複製の例

- ・ フォーマット変換（可逆）
- ・ 解像度変更（拡大・縮小）
- ・ 色調変更（カラー 白黒）
- ・ 色調変更（白黒 カラー）
- ・ 単純な切り貼り：隣り合った図葉を接合・切り抜き
- ・ 追加・削除・修正：別レイヤーに独自情報（非測量）を上載せ
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報（例 注記）削除
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報修正

地理院タイルをダウンロード後に、独自情報を上載せ加工する場合。なお、地理院のサーバ上にある地理院タイルを閲覧者がリアルタイムで読み込みした上で別レイヤーに独自情報（非測量）を上載せ表示する行為については、複製の行為と見なさず、申請不要で利用可能。

## 2) 使用の例

- ・ フォーマット変換 (不可逆)  
従前は複製の扱いであったものを使用の扱いとした
- ・ 追加・削除・修正：測量によって得たデータの付加
- ・ 変形 (台形 長方形) (正規化)
- ・ ベクトルデータ化
- ・ 独自の図式で描き起こし
- ・ 解析を行い、データを取得
- ・ 標高データを使って地図を立体化
- ・ 積層模型の作成
- ・ アナグリフ (赤青地図) の作成
- ・ 位置情報を付与
- ・ 原成果を参考に別種の地図を作成

## 3. ベクトルデータ (例 基盤地図情報 基本項目)

### 1) 複製の例

- ・ フォーマット変換 (可逆)
- ・ データのまま印刷 (ダンプ・リスト)
- ・ 単純な切り貼り：隣り合った図葉を接合・切り抜き
- ・ 追加・削除・修正：属性データの追加・削除・修正  
従前は使用の扱いであったものを複製の扱いとした
- ・ 間引き：座標値の機械的な桁減らし

引き続き検討

### 2) 使用の例

- ・ フォーマット変換 (不可逆)  
(例 データを組み込んで描画するシステムの構築)
- ・ 地図として印刷する (目的に応じた最適な地図を表現)
- ・ 追加・削除・修正：図形データの追加・削除・修正
- ・ ベクトルデータからラスターデータを作成
- ・ 間引き：中間点の間引き
- ・ 変形 (台形 長方形) (正規化)
- ・ 解析を行い、データを取得